

政令番号202 ジビニルペンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	5.6E+0			5.6				5.6
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.6E+2	9.0E+1		250.0		1.3E+3	1,300.0	1,550.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		9.9E+0	9.9	10.1
12	千葉県	1.0E-1			0.1		5.0E+1	50.0	50.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						8.4E+2	840.0	840.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						3.1E+2	310.0	310.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.5E+1	25.0	25.0
25	滋賀県	3.2E+0			3.2				3.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.3E+0			1.3		1.3E+2	131.6	132.9
34	広島県	1.0E+0	1.0E+0		2.0		4.4E+1	44.0	46.0
35	山口県	1.1E+1			11.0		3.0E+0	3.0	14.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.5E+1			65.0				65.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.7E+1			77.0				77.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		3.2E+2	9.1E+1		415.4		2.7E+3	2,713.5	3,128.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。